

平成25年 No.21

○東京学芸大学障がい学生支援室規程の一部を改正する規程

制定理由

副室長を設置することに伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成25年5月8日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学障がい学生支援室規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成25年5月9日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

平成25年規程第20号

東京学芸大学障がい学生支援室規程の一部を改正する規程

東京学芸大学障がい学生支援室規程（平成25年規程第7号）の一部について、別紙  
新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学障がい学生支援室規程の一部改正について

改正理由：副室長を設置することに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省 略]</p> <p>(<u>室長及び副室長</u>)</p> <p>第5条 <u>支援室に室長及び副室長を置き、室長は前条第1項第1号の室員をもって充て、副室長は室長が指名する。</u></p> <p><u>2 室長は支援室の業務を総括する。</u></p> <p><u>3 副室長は室長を補佐し、室長に事故あるときは、その職務を代行する。</u></p> <p>[省 略]</p> <p>(<u>議長等</u>)</p> <p>第9条 室会議に<u>議長及び副議長</u>を置き、<u>議長は室長をもって充て、副議長は副室長をもって充てる。</u></p> <p>2 議長は、室会議を招集し、議長となる。</p> <p><u>3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代行する。</u></p> <p>(会議)</p> <p>第10条 室会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。</p> <p>2 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>[省 略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成25年5月9日から施行し、平成25年4月1日から適用する。</u></p>	<p>[省 略]</p> <p>(室長)</p> <p>第5条 支援室に室長を置き、前条第1項第1号の室員をもって充てる。</p> <p>[省 略]</p> <p>(議長)</p> <p>第9条 室会議に議長を置き、室長をもって充てる。</p> <p>2 議長は、室会議を招集し、議長となる。</p> <p>(会議)</p> <p>第10条 室会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。</p> <p>2 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>[省 略]</p>